

「港区成年後見制度利用促進事業」は、港区から委託を受け港区社会福祉協議会が実施しています。

権利擁護センター運営委員会委員で後見人としても様々なケースをご担当
いただいている鳥居理英子さんから寄稿いただきました。



成年後見制度の方向性と ぱあとなあ社会福祉士としての取り組みについて

成年後見制度が始まり26年が経ちました。令和8年2月12日に法制審議会は「民法(成年後見等関係)等の改正に関する要綱案」を採択し、成年後見制度の利用促進を目的とした改正法案の骨子を示しました。そして4月3日付で閣議決定され、国会提出されました。

単なる財産管理制度ではない、権利擁護に資する制度で身上保護や意思決定支援に取り組んできたソーシャルワーカーである私たち社会福祉士が関わってきた成果が法律に反映されたものと考えています。

変わるポイントは、一定の期間や具体的な利用(例：遺産分割等)の必要性を考慮して、その必要性が解決すれば終了できる仕組み。補助類型を原則に本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組み。本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代を可能にする仕組み。報酬の在り方、任意後見制度の明確化などがあげられています。

港社協では港区に登録した社会福祉士の会の開催や研修、また多職種を含めたチーム会議や支援検討会議に参加させていただいています。毎回、福祉制度は勿論のこと地域を知る事が後見活動には重要だと感じています。

法律が変わっても、私たちがおこなっている支援に変わりはありません。

2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」(日本は2014年に批准)のスローガンである「Nothing about us without us!」を肝に銘じ、権利擁護センターぱあとなあ東京は本人を中心にチームで支援し、時代にあった研修、自己研鑽に励む取り組みをしています。「この人が支援してくれているから安心して生活が送れる」と思われる後見活動を継続していく所存です。

また、会員の相談支援、関係機関からの意見・要望・苦情を受け付け、人との繋がりを大切にしています。

社会福祉士 鳥居 理英子さん

権利擁護センター「ぱあとなあ東京」所属
港区成年後見人等候補者として登録



サポートみなと 令和7年度事業報告(主な実績)

●令和7年度の相談件数: 2,927件 (申立支援、実務支援を含む)

本人属性: 高齢者・認知症2,252件 精神障害者414件 知的障害者112件 その他149件
相談の種類: 電話2,209件 訪問169件 来所108件 その他441件

●申立支援: 993件

●実務支援: 990件

●成年後見人等候補者推薦事業

推薦件数: 54件

内訳: 弁護士7件、司法書士29件、
社会福祉士16件、区民後見人2件

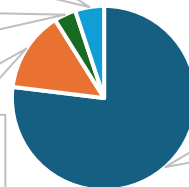
その他: 149人 (5%)

令和7年度相談件数
: 2,927件

知的障害者:
112人(4%)

精神障害者:
414人(14%)

高齢者・
認知症
2,252人 (77%)



サポートみなとの取り組み

港区成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、さまざまな取り組みを進めています。

- 区民後見人等候補者の養成 ●成年後見制度に関する講演会 ●出前講座
- 成年後見人等の連絡会(座談会) ●親族後見人向け情報交換会
- 成年後見人等の推薦 ●申立経費助成・報酬助成 など



—今年度のサポートみなとのメンバー—



権利擁護推進係長
・成年後見担当



地域権利擁護事業担当



法人後見担当



終活・あんしん未来担当

※担当に限らず、事業・ケース担当とも全員で対応します。

あんしん未来・終活サポート事業のお知らせ

あんしん生活サポート事業を4月から開始しました。頼れる身寄りがいない人を対象に、日常的な見守りや預託金の範囲での入院・入所時の手続き支援、死後事務の支援など、生前から亡くなった後までを一体的にサポートするしくみです。また昨年10月からエンディングプラン登録事業も始まっています。18歳以上の区民が登録できますので、この機会にぜひ自身の備えについて考えてみてください。



【ご相談・問合せ】 社会福祉法人 港区社会福祉協議会 権利擁護センター **サポートみなと**

住所 〒106-0032 港区六本木5-16-4 5 港区麻布地区総合支所2階

電話 03-6230-0283 **Fax** 03-6230-0285

月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

ホームページ URL: <https://www.minato-cosw.net/service/seinenkoken/>

